

## ( 計算例 ) 分離課税に係る所得割の計算

勤続年数25年で退職し、14,223,632円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出

### ◎ 平成25年1月1日からの場合

1. 退職所得控除額の計算  
 $8,000,000円 + 700,000円 \times (25年 - 20年) = 11,500,000円$  ( 所法30③Ⅱ )
2. 退職所得の金額  
 $(14,223,632円 - 11,500,000円) \times 1/2 = 1,361,816円 \rightarrow 1,361,000円$   
( 千円未満の端数は切捨て ( 法20の4の2① ) )
3. 退職所得に係る所得割額  
市民税所得割額  $1,361,000円 \times 6\% = 81,660円 \rightarrow 81,600円$   
( 百円未満の端数は切捨て ( 法20の4の2③ ) )  
県民税所得割額  $1,361,000円 \times 4\% = 54,440円 \rightarrow 54,400円$   
( 百円未満の端数は切捨て ( 法20の4の2③ ) )

勤続年数5年で退職し、4,523,198円の特任役員退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出

1. 退職所得控除額の計算  
 $400,000円 \times 5年 = 2,000,000円$  ( 所法30③Ⅱ )
2. 退職所得の金額  
 $4,523,198円 - 2,000,000円 = 2,523,198円 \rightarrow 2,523,000円$   
( 千円未満の端数は切捨て ( 法20の4の2① ) )
3. 退職所得に係る所得割額  
市民税所得割額  $2,523,000円 \times 6\% = 151,380円 \rightarrow 151,300円$   
( 百円未満の端数は切捨て ( 法20の4の2③ ) )  
県民税所得割額  $2,523,000円 \times 4\% = 100,920円 \rightarrow 100,900円$   
( 百円未満の端数は切捨て ( 法20の4の2③ ) )